

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定に向けた

第9回 都・区検討会

1 日時・場所

令和元年10月24日（木）13:15～14:15

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

2 出席者

別紙出席者名簿のとおり

3 議題

(1) 基本方針について

(2) その他

4 配布資料

- ・議事次第
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針
- ・東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針〔概要版〕
- ・パブリックコメントの結果と対応
- ・第9回 検討会議資料

5 議事録（質疑）

練馬区

- ・「パブリックコメントの結果と対応」の9ページに記載のある「一部の路線の整備管理主体については、今後、検討又は事業化する時点で都と区市町との協議を進めていきます」について、すでに整備管理主体が決まっているように読み取れる表現であるが、実際には整備管理主体はまだ決まっていないものと認識している。また、昨年（平成30年）の第6回都・区検討会でもこの件に関する質疑があり、「地域的な道路は広域的な道路以外のことを指し、整備管理主体については今後調整が必要であると認識している」と事務局が回答している。このことから、「一部の路線の」を削除し、「整備管理主体については、今後、検討又は事業化する時点で都と区市町との協議を進めていきます」に修正することを提案する。
- ・「パブリックコメントの結果と対応」の9ページ、本編12ページに「広域的な道路については都が検討を行い、地域的な道路については一部の路線を除き、基本的に区市町が検討を行いました」と追記されたが、それぞれを単独で検討したように読み取れる。今回の検討は都と区市町が協働で行っているものであるため、「広域的な道路については都が、地域的な道路については一部の路線を除き、区市町が主体となり、協働で検討しました」に修正することを提案する。

都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・整備管理主体については、過去の検討会の質疑の中でもご指摘のとおり発言しているため、「一部の路

線の」は削除する方向で検討したいと思う。本検討会と、この後の都・市町検討会でこの件を諮り、合意が得られれば修正することにした。

- ・検討主体については、ご指摘のとおり、都と区市町が単独で検討していると誤解を招く恐れもある。都と区市町は協働で検討を行っていることから、記載は「広域的な道路については都が主体となり区市町と協働で検討を行い、地域的な道路は一部の路線を除き、区市町が主体となり都と協働で検討を行いました。」とするのがよいと考えているがどうか。

#### 練馬区

- ・協働という単語が入っていれば、方向性として良いと思う。

#### 都市整備局都市基盤部街路計画課 街路計画調整担当課長

- ・では、都・区検討会の中ではこの件及びこの件以外の「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」及び「パブリックコメントの結果と対応」については了承されたものとする。この後の都・市町検討会でもこの件を諮り、合意が得られれば修正としたいと思う。

以上

## 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

## 第9回都・区検討会 東京都 出席者名簿

所 属		備 考
都市整備局	都市基盤部 都市基盤部長【座長】 街路計画課長 街路計画調整担当課長	(欠席)

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」

第9回都・区検討会 区 出席者名簿

所 属		備 考
千代田区	環境まちづくり部 景観・都市計画課長	(欠席)
中央区	環境土木部 環境政策課長	(代理)
港区	街づくり支援部 土木課長	
新宿区	都市計画部 都市計画課長	(代理)
文京区	都市計画部 都市計画課長	
台東区	都市づくり部 計画調整課長	(代理)
墨田区	都市計画部 都市計画課長	
江東区	土木部 道路課長	(代理)
品川区	都市環境部 都市計画課長	(代理)
目黒区	都市整備部 都市計画課長	
大田区	まちづくり推進部 まちづくり計画調整担当課長	(代理)
世田谷区	道路・交通政策部 道路計画課長	
渋谷区	土木部 街路・用地担当課長	
中野区	都市基盤部 都市計画課長	(代理)
杉並区	都市整備部 土木計画課長	
豊島区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
北区	まちづくり部 都市計画課長	
荒川区	防災都市づくり部 都市計画課長	
板橋区	都市整備部 都市計画課長	(代理)
練馬区	都市整備部 交通企画課長	
足立区	都市建設部 企画調整課長	(代理)
葛飾区	都市整備部 都市計画担当課長	
江戸川区	土木部 計画調整課長	(代理)